

放射性セシウム汚染汚泥・焼却灰の埋立てに関して、 新井総合への申し入れ

2012年3月2日、「生命（いのち）を守る市民の会」25名が君津市怒田にある新井総合産廃処分場に出向き、申し入れを行いました。

新井総合からは荻野取締役・営業本部長が対応しました。概要を紹介します。

同処分場は今年1月に県が行った観測井の水質調査で、浸出水から基準値を上回る塩化物イオンが検出されたため、原因究明とそれに対する対策が決まるまで搬入を中止するよう県から指示され、2月1日から現在まですべての廃棄物の搬入がストップしています。



冒頭、君津4市からの焼却灰の搬入ストップについて「市民の会」から質問が出され、話し合いはその説明から始まりました。

説明

昨年12月26日環境省で特措法ガイドラインの説明があり、本年1月1日から即施行された。

ガイドラインの規定によると、煤塵は水に溶けやすいため、雨にぬれると放射性物質が水に流れ出す可能性が高いため、遮水シートで覆い雨水が入らないようにするか、ベントナイト（不透水層）を50cm以上かぶせて埋め立てることとなっている。

ガイドラインの規定通りまったく水に触れない対策を施して埋め立てることは、現在では困難である。したがって、上総クリーンシステムから排出される飛灰である焼却灰は受け入れていない。

続いて「市民の会」からの要請事項について新井からの回答がありました。

要請1. 原発事故の3月11日以後、現在までに入っているすべての放射性物質の排出元別の放射能の値と搬入量、およびその放射能の全量を公表すること。

回答

昨年3月14日より今年1月30日まで総量で28,500トンになる。

3月11日から計測を開始した14日まではブランクがある。計測開始以降はHPで公開している。

*「市民の会」は「この搬入による放射能の総量を教えて欲しい」と重ねて要請した。

要請2. 貴社の自主管理規定を公開すること。

回答 当社のHPに公開している。

要請3. 貴社の今までの検査データをすべて公表するとともに、今回、県の検査となぜ違いが出たのか明らかにすること。

回答

当社のHPに公開している。

県との違いは検査した日時の違いによる。県からの指摘を受け検査したところ、確かに塩化物イオンの数値は上がっていたが、現在は低下傾向にある。現在原因究明中である。

要請4. 貴社の得た処分場の設置許可は、放射性物質は搬入しないことが前提です。放射性物質を搬入してもなぜ安全だと言えるのか、その根拠を示すこと。

回答

国が決めた法律・基準に沿って行っている。

要請 5. 放射性物質を受け入れることに対して市民から恐怖や不安が多く寄せられているので、そのことについて当会主催による住民説明会に出席し説明を行うこと。

回答

説明会は考えていない。

ここに来てもらえばいつでも見学会は行っている。

要請 6. 処分場への放射性物質（放射能濃度 100 ベクレル/kg以上を持った物質）の搬入をただちに中止すること。

回答

国の基準でやっており中止は考えていない。

続いて「市民の会」から出された質問事項に対する新井の回答は以下の通りです。

1. 今まで、放射性物質が混じったがれき類は搬入したことがありますか。

回答

福島からのがれきは入れていない。県外の産廃は入れている。

県内の震災・津波によるがれきは入れている。

2. 放射性物質は雨水や地下水、侵出水と接触しない構造になっていますか。

回答

ガイドラインに沿って処理している

3. 放射性物質を搬入したとき、どのような方法で積み置きしていますか。

回答

搬入後ただちに埋め立て、覆土をしていて積み置きはしていない。

4. 運転手や従業員の安全性はどのように確保されていますか。

回答

ポケット線量計をつけて線量を測っている。年間 1 mS v 以上にならないようにしている。

年間 1 mS v を超えると予想されるものは配置転換している。

5. 自主管理規定は何のために作ったものですか。その際県の指導はどのようなものでしたか。

回答

県から自主管理規定を作って放射性物質を入れるように指導されたので作った。

6. 塩化物イオン濃度が上がった原因は何ですか。その対策はどのようにしますか。

回答

今年1月の検査で、南側の3カ所の観測井で700～500ppmの値が出たが現在低下している。原因は究明中である

7. 放射能を帯びた放流水が処分場から出た場合は、どのような対策を取るのか、その対策方法を教えていただきたい。

回答

現在研究中である。

新日鐵の環境エンジニアリングや「アトックス」と協力して対策を検討している。

8. 今後200年間に放射性物質が地下も含め処分場外に出た場合の法的な責任は、賠償も含め、金銭的な対価を受けた貴社にあると思われま。その認識はありますか。

回答

被害が出た場合は受け入れた当社に責任があると考えている。

9. 今後200年間に、万一処分場から放射性物質が出た場合は、完全にそれを除去する方法とその体制はどのようになっていますか。

10. ①今後200年間にわたって、放射性物質が地下も含め処分場外に出ることは絶対にないと言えますか。

②遮水シートは200年間破れないことを証明できますか。

③200年間、豪雨、地震等により処分場が崩壊しないことを証明できますか。

回答

国の法律に基づいて行っている。現在の法に基づいている。

11. 今後200年間、市民の安全を守るためには、上記7～10までを資金的、体

制的に保証する必要がありますが、どのような資金計画、体制を立てていますか。

回答

200年の意味がわからない

「市民の会」は「セシウム137は半減期30年なので8000ベクレルが100ベクレルになるのに200年かかる」

「国の言っている8000ベクレルは作業員の被爆の基準で決められた厚生労働省の基準である。原子炉法の規制では100ベクレル以上は放射性物質として厳重に管理された施設で保管することと経済産業省の基準で決められている」と説明した。

回答

200年と言うことは想定していない

12. 100Bq/kg以上は放射性物質として厳重に管理された施設で処理されなければならないとされています。国が8,000Bqまでは埋めて良い、としたようですが、なぜ8,000Bqまでは安全かその根拠は示していません。貴社としても、8,000Bqまでは埋め立てても安全性は保てる、と考えますか？処分場外に出た場合100Bq/kg以上の放射性物質が安全であるという科学的根拠は何ですか。

回答

当社は研究所ではないので科学的根拠は持っていない

科学的根拠でなく国の基準によってやっている。国が安全だと言っている。

その根拠はない。

その後質疑応答になりました。

「市民の会」

水源地に放射性物質を搬入することに反対している。水源地と言うことを重く考えて欲しい。

回答

水源地であると言うことは重く考えている

「市民の会」

遮水シートは永久に耐えるのか

回答

遮水シートの耐用年数は実験では50年となっているが紫外線が当たらなければ半永久的とも考えられる。まだどこでも50年経っていないので結果が出ていない。

「市民の会」

放射性物質を入れなくても営業的に成り立つか

回答

営業的には成り立つが、受け入れを拒否すれば上水汚泥を入れねば水道が、下水汚泥を

入れねば下水が、ゴミの焼却灰を入れねばゴミがそれぞれストップして市民の生活ができなくなる。社会的活動として受け入れている。

当社が受け入れなければ野焼きや不法投棄が増えることになりかねない。

「市民の会」

袖ヶ浦市の出口市長がここへ来て要請したと思うが、その中の一つに地元4市以外からの搬入を抑制して欲しいと要請したと思うがその回答は何か。

回答

4市以外から受け入れないとは言えない。

県内のものは出来るだけ受入れる。4市以外の県内のものは受け入れる。

追記

2月20日袖ヶ浦市より要請を受けた内容は次の4点だったとのことです。

- 遮水システムの管理強化をして欲しい。
- 放射性物質の維持管理を徹底して欲しい。
- 受入れを止めているもの（煤塵）を早く再開してほしい。
- 他市(4市以外)からの受け入れは止めてほしい。

最後に、以上の要請事項、質問事項については正確に文書で回答期限までに回答すると約束して終わりました。